

消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

準備はお済ですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関する制度です～

知っておくべきこと・必要なことって何？

- 軽減税率の対象品目
- 取引ごとの税率による区分経理
- 区分記載請求書等の発行
- 複数税率対応レジの導入
(補助金を受けるには9月30日までに導入・支払)
- 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要等



軽減税率制度の実施まで期間が迫ってきました。

事業者の方々には、軽減税率制度への対応準備を円滑かつ早期に進めていただく必要があります。

税務署では、軽減税率制度についての理解を深めていただくために、説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会日程は、裏面をご覧ください

● 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

2019年 開催日	開催時間	開催場所
5月24日(金)	13:30~15:00	大石田町緑町 28 大石田町交流センター虹のプラザ 中会議室
5月29日(水)	13:30~15:00	東根市中央1丁目5-1 東根市さくらんぼタントクルセンター 2階視聴覚室
6月3日(月)	13:30~15:00	村山市中央1丁目3-6 村山市農村環境改善センター 2階多目的ホール
6月4日(火)	13:30~15:00	尾花沢市若葉町1丁目4-27 尾花沢市文化体育施設サルナート コンベンションホール

※どの会場にお越しいただいても結構です。

※説明会開始 30 分前に開場します。

※筆記用具をご持参ください。

※駐車場は限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 軽減税率対策補助金(複数税率対応レジの導入等支援)について
- ・ インボイス制度について

【お問合せ先】

村山税務署 電話 0237-53-2151 (個人課税部門 内線 22・23)

(法人課税部門 内線 32)

(お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。)

この文書による行政指導の責任者は、村山税務署長です。